

## 大分市水素利活用庁内検討会設置要綱

### (設置)

第1条 本市における水素利活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、大分市水素利活用庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大分市水素利活用計画の策定及び推進に関する事項
- (2) 水素に係る調査、利活用及び普及啓発に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる職にある者を委員として組織する。

- 2 検討会に委員長及び副委員長を置き、委員長は環境部担当副市長の職にある者を、副委員長は環境部担当外副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

### (検討会の会議)

第4条 検討会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、特に必要があると認めるときは、検討会の会議に委員以外の者

の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 第2条各号に掲げる事項（以下「所掌事項」という。）の調整等を行うため、検討会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、環境部環境対策課長の職にある者その他委員長が指名する者を幹事として組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、環境部環境対策課長をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
- 5 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ幹事のうちから指名する者がその職務を代理する。
- 6 幹事長は、特に必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 所掌事項に係る資料の作成等を行うため、幹事会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、幹事はその属する課の職員のうちから指名する者を部会員として組織する。
- 3 作業部会に作業部会長を置き、幹事長の属する課の部会員のうちから幹事長が指名する者をもって充てる。
- 4 作業部会の会議は、作業部会長が招集し、作業部会長がその議長となる。  
この場合において、作業部会長は、必要に応じて部会員の一部を招集して作業部会の会議を開くことができる。

5 作業部会長は、特に必要があると認めるときは、作業部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(研究部会)

第7条 幹事長は、所掌事項のうち、特定の事項について調査検討を行う必要があると認める場合は、作業部会に研究部会を置くことができる。

2 研究部会は、幹事長が指名する者を研究部会員として組織する。

3 研究部会に研究部会長を置き、研究部会員のうちから幹事長が指名する者をもって充てる。

4 研究部会の会議は、研究部会長が招集し、研究部会長がその議長となる。

この場合において、研究部会長は、必要に応じて研究部会員の一部を招集して研究部会の会議を開くことができる。

5 研究部会長は、特に必要があると認めるときは、研究部会の会議に研究部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、環境部環境対策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月16日から施行する。

別表（第3条関係）

副市長、総務部長、企画部長、財務部長、市民部長、福祉保健部長、子ども  
すこやか部長、環境部長、商工労働観光部長、農林水産部長、土木建築部長、  
都市計画部長、議会事務局長、監査事務局長、教育委員会事務局教育部長、消  
防局長、上下水道局上下水道部長